

navigation

〈合併処理浄化槽設置整備事業補助金〉をご活用ください

生活環境課 ☎0978-62-1807

市内(ただし、一部の区域を除く)において、既設の汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置転換する個人の方に対し、補助金が交付されます。

【補助対象要件】

- 以下の①から③までの要件をすべて満たすこと。
- ①既設の汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置転換するもの
※新築または更地にした上での建替えや販売目的の場合は補助対象外
 - ②公共下水道事業整備区域(予定処理区域を含む)、農業集落排水処理対象区域、平尾台住宅団地等の区域外において、合併処理浄化槽を設置するもの

③今年度の2月末までに設置工事が完了するもの
※上記以外にその他の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【補助額】

- 5人槽……………332,000円
- 6～7人槽……………414,000円
- 8～10人槽……………548,000円

【補助金申請方法】

補助金申請は、必ず工事着手前に行ってください。着工中または工事完了後に申請することはできません。申請をお考えの際は、まずご相談ください。
※1か年度における補助対象基数に限りがありますので、ご了承ください。

navigation

介護が必要な高齢者のための住宅改造費用を助成します 〈在宅高齢者住宅改造助成事業〉

福祉推進課 高齢者福祉係 ☎0977-75-2405

介護保険の要介護認定において「要支援」「要介護」と認定された在宅の高齢者等がいる世帯が、現在使用されているお住まいの住宅整備をその高齢者に適するように改造する経費の一部が助成されます。

【助成の対象となる工事】

玄関、台所、浴室、便所、廊下、居室、階段、洗面所、その他必要と認められる箇所の改造工事
〔例〕部屋の入口の段差解消、床を滑りにくくする、和式の便器を洋式に取り替える等

【助成の対象】

- 市内に1年以上住所を有する者で、住宅設備を改造する必要がある、かつ次に掲げる全てに該当する在宅高齢者またはその在宅高齢者と同居する者
- ①介護保険の要介護認定において「要支援」もしくは「要介護」と認定された在宅の高齢者がある世帯、または住宅改造が必要と認められる在宅の75歳以上の高齢者がいる世帯、もしくは在宅の高齢者がいる高齢者のみの世帯
 - ②対象者の属する世帯の生計中心者の所得金額が200万円未満であること。
 - ③在宅高齢者の年齢は、おおむね65歳以上であること。

ただし、介護者が高齢または虚弱のため①に該当する在宅高齢者の介護が困難な場合等は、高齢者の年齢はおおむね60歳以上であってもよいものとする。

【助成金額】

対象となる工事費(上限60万円)の3分の2相当額(上限40万円)の助成が受けられます。
ただし、介護保険による住宅改修を併せて行う場合、工事上限額から住宅改修費を控除した額の3分の2相当額が助成されます。(千円未満切り捨て)

【着工時期】

県の交付決定が8月頃となるため、着工はそれ以降となります。

【注意事項】

新築、増築等は該当しません。
既に工事が終了している場合は対象となりません。

【申込方法】

まずはお電話でご相談ください。

【申込期限】

5月29日(金)
※先着順で受付。
予算額に達した時点で受付終了。



navigation

〈杵築市消費生活センター〉を開設

商工観光課 ☎0978-62-1808(内線 174)

商工観光課内にある消費生活相談窓口が4月1日から〈杵築市消費生活センター〉に変わり、相談体制が更に充実します。

消費生活相談員による相談受付が週4日に増え、相談時間も長くなりますので、より専門的なアドバイスや情報提供等を受けられるようになります。

また、窓口で対応が難しい内容の際には、適切な専門窓口をご紹介します。

訪問販売や電話勧誘、架空請求などの消費生活に関する様々な問題に、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



【相談日】 月～金曜日(閉庁日は除く)

【受付時間】 8時30分～17時

消費生活相談員対応 月～木曜日

10時～12時、13時～16時

※これ以外の時間は商工観光課職員が対応します。

【場所】 本庁舎 商工観光課

navigation

起業・創業をお手伝いします！ワンストップ窓口開設

商工観光課 商工労政係 ☎0978-62-1808(内線 175・176)

商工観光課に、起業・創業支援ワンストップ窓口を開設しました。

「起業を考えているが、手続きが分からない」「いい商品を作ったが、販路が心配」など、起業・創業に関する様々な悩みを商工会や金融機関、地元大学などの関係機関と連携して、ワンストップで解決します。

起業・創業時に利用できる「創業補助金」や「起業セミナー」のご案内、空き物件・土地のご紹介なども行っております。「いずれは起業したい」といったご相談でも結構です。お気軽にお越しください。

※相談をすることにより、税制や融資等の優遇を受けることができます。



navigation

緑のカーテンをつくろう！種を無料配布

生活環境課 ☎0978-62-1807

●種を無料配布します

市では、地球温暖化防止のためのライフスタイルを実践する「緑のカーテンづくり」を推進しています。自宅や公民館、店舗や事業所でこの取組をしてくださる人に、無料で種を配布します。

【配布開始】 4月13日(月)※なくなり次第終了

【配布数量】 1人2袋まで(各種種子よりお選びください)

【配布窓口】 下記の窓口の職員に声をおかけください。

- 生活環境課(本庁舎) ☎0978-62-3131
- 山香振興課(山香庁舎) ☎0977-75-1111
- 大田振興課(大田庁舎) ☎0978-52-2222

【対象種子】

- 花種…大輪朝顔
- 野菜種…つるありインゲン、沖縄ゴーヤ、みにかぼちゃ

【注意】

種がなくなり次第終了となります。数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

●緑のカーテンとは？

ツル性植物の特性を利用した「自然のすだれ」です。植物の葉で日光をさえぎる効果と、葉に日光が当たったときに、表面温度を下げようと葉の蒸散作用が活発になるので、室内の温度上昇を抑える効果が期待できます。

●「緑のカーテン」写真募集！

取り組んでいただいた写真や感想をお寄せください。市公式ウェブサイトなどでご紹介します。